ながす議会だより　No.141

潮さい

令和2年
第1回（3月）定例会

一般会計当初予算等　②～④

一般質問
11人が登壇し町政を問う　⑤～⑮

委員会視察研修報告等　⑯

教育・人づくり・地域への重点施策で未来への投資を

可決

3月定例会（3月9日~3月19日）

町長から提案された議案等は22件で、条例の制定、補正予算、人事案件などを審議し、全て原案のとおり可決した。また、一般質問は11議員が行った。

一般会計　総額64億7900万円

教育

指導主事配置事業
専門的な知識と
経験を活かし学校教育を支援
961万円

生涯学習審議員配置事業
家庭教育から社会教育までの
学びの場を支援
321万円

人づくり

健康寿命の延伸を図るために
フレイル対策
（運動、口腔、栄養など）等を
各介護予防拠点施設等で一括して行う
833万円

地域づくり

商工業の活性化に期待
（商工会館建設への補助）
880万円

一般会計予算（主な質疑）

歳入

問（竹本議員）
町税が前年度予算より減額となっているがその要因は。

答（税務課長）
特に法人町民税の減が見込まれているため。

問（大森議員）
新しい財源となっている法人事業税割交付金とは何か。

答（総務課長）
町税の税源の財政運営の安定化を図ることを目的に令和2年度から交付される。事業所の床面積、従業員、資本金等で判断されるものである。

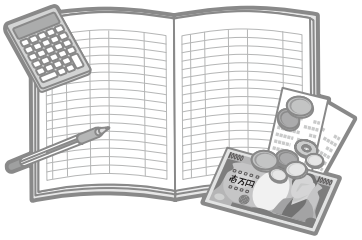

歳出

教育関係

問（濱村議員）
腹栄中学校駐輪場改修工事の内容は。

答（学校教育課長）
一部破損箇所や老朽化による腐食等を改修し、夏休み中に工事する。

地域づくり関係

問（福本議員）
高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業の具体的内容は。

答（福祉保健介護課長）
低栄養対策として体組成計などを使用した保健指導や管理栄養士、歯科衛生士が各区の介護予防拠点施設等で切れ目のない支援を実施していく。

問（前田議員）
長洲町商工会館新設に補助をするが、建設に伴い活性化をどのように求めるのか。

答（まちづくり課長）
創業、起業、事業承継等について協議していき、支援することにより活性化を期待する。

初　予算審査特別委員会設置

議会運営委員会において、議会の活性化を目指し視察研修を重ねた結果、今回の実現に至った。大会議室で行われた全13人（議長を除く）の議員と執行部（町長他係長以上の職員）との予算審議は、雰囲気も変わり、より活発に質疑が行われ、予算を審議できた。

初の試みだったが、令和2年度の予算執行がスムーズにいくことを期待している。

令和2年度特別会計予算

会　計　名		予算額
国民健康保険特別会計		22億2300万円
介護保険特別会計		17億5900万円
後期高齢者医療特別会計		2億2700万円
水道事業会計	収益的支出（3条）	2億3851万円
	資本的支出（4条）	9544万円
下水道事業会計	収益的支出（3条）	8億3458万円
	資本的支出（4条）	6億9046万円

審議結果　＜全議案可決＞

賛成…○　反対…×　欠（退）席…欠
＊議長は表決に加わりません。

議案番号	事　件　名	前田美和子	中川 雅明	福本みや子	大森 秀久	竹本 信次	荒木 睦子	磯野 博	浦邊 朝章	宮本哲太郎	濱村 芳光	福永 栄助	松井 一也	濱崎 久	徳永 範昭
承認第２号	令和元年度長洲町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めることについて	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	—
議案第14号	令和2年度長洲町一般会計予算について	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第17号	令和2年度長洲町後期高齢者医療特別会計予算について	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—

＊この審議結果は賛否の分かれたものについてのみ表記しました。

専決処分

ふるさと納税額の伸びにより、事務費及び寄附者への返礼品に係る費用等の予算の補正を行ったもの

〔歳入〕
一般寄附金
1億3000万円

〔歳出〕
返礼品5250万円と事務経費1813万円等、計1億3000万円

損害賠償請求に係る判決言い渡しに基づき、賠償金及び裁判費用等の予算の補正を行ったもの

〔歳入〕
賠償補償保険金28万円

〔歳出〕
訴訟弁護業務委託料等に補填

条例の改正等

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定

三条例の改正。
(1)水道事業の設置に関する条例
(2)監査委員に関する条例
(3)下水道事業の設置等に関する条例

長期継続契約に関する条例の一部改正

長期継続の対象となる契約の範囲及び契約期間を条例中に規定するもの。

附属機関設置条例の一部改正

「教育振興基本計画策定に関する審査委員会」及び「スポーツ推進計画策定に関する審査委員会」を設置するため。

印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正

印鑑登録をするに当たっての、成年被後見人等の権利の適正化を図るため。

介護保険条例の一部改正

消費税の税率引き上げに伴い介護保険法が改正され、低所得者（住民税非課税世帯）の介護保険料負担軽減を図るため。

問（大森議員）介護保険は、令和3年度から第8期に入るが今回の改正は関係するのか。

答（福祉保健介護課長）改正分は、令和2年度分のみである。

ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正

ひとり親の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）に係る医療費について、その自己負担額全額を助成するもの。

町営住宅条例の一部改正

民法（債権関係の規定）の一部改正および関係法令の改正に伴うもの。

人事案件

教育委員会委員の任命

隈部　壽明氏
（腹赤新町区）
〈任期〉４年

小中学校へＩＣＴ環境整備を行っていきたい。

討論

一般会計予算

総合的に見て（大森議員）**反対**

民間資金活用の地域優良賃貸住宅は借入金返済で、政府系金融機関の活用が合理的であった。長洲港に関係する県事業の負担割合が高く、他と同じ負担率なら約3600万円の原資が生れる。生活不安増大のなか、課税は昨年の所得で納税は今年の収入になる。新規事業には原資が必要である。

財源の有効活用に（荒木議員）**賛成**

財政状況の厳しい中、国、県などの財源を有効活用すると共に、各種施策に取り組んできたことは、大いに評価できる。令和2年度は計画期間における実施事業、施策の評価、基本目標の達成状況評価に取り組まれることを期待する。

後期高齢者医療特別会計予算

負担増に（大森議員）**反対**

本年4月から一人当たり保険料額として、年額で7533円引き上げとなる。医療費が掛かることが避けられない75歳以上の人を一つの制度にまとめ、高齢者人口が増えるたびに負担額を増加させる仕組み自体が重大な弊害である。国の公的医療保険制度として矛盾がある。

円滑運営に期待して（前田議員）**賛成**

被保険者数の増加、医療の高度化により医療費は増加傾向にある。後期高齢者医療制度に関する事務として、町は保険料の徴収事務や一般会計からの繰入等を適正に行い、制度の円滑な運営に資する役割を果たしていると考える。

福永栄助議員

長洲町地域商社は民法法人か

答 一般社団法人に関する法律に基づいて設立した

問 地域商社設立は、地方創生の政策実現の為か、また、地方自治法第２２１条第３項に規定する民法法人か。

答（町長）町の特産品や観光資源等の活用による地域経済の活性化、イベント等を通じた交流人口の拡大を図ることなどを目的として、一般社団法人として設立した。

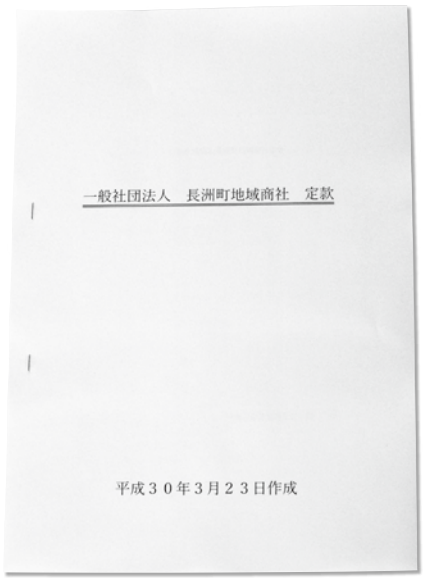
一般社団法人　長洲町地域商社　定款

平成３０年３月２３日作成

期待を担って設立

問 設立に要した費用は。

答（町長）専門的知識を有する事業者へ委託費として４００万円執行した。

問 平成30年度の当初予算で地域商社運営補助金５００万円の交付は理解できるが、地域商社運営支援業務委託料３００万円は商社をどのようにしたかったのか。

答（町長）商社の事務局員が会社運営に関するノウハウ取得を行うため、専門的な知識を有する事業者へ委託したものである。

問 法人は定款に定めている業務を行えばいいのであって、それを支援するために、別のコンサル会社に３００万円の業務委託をする必要があったのか。

答（まちづくり課長）商社事業に取り組むに当たって、事業展開や機運醸成サポート等について商社に対する支援を委託した。

問 平成30年度、町が商社に対して、ふるさと納税業務事務委託料として支出をしているが、商社が事務委託を受け入れなかった。受け入れる能力がなかったのではないか。

答（まちづくり課長）そういった業務等を請け負う体制が整ってなかったということで、申し訳ない。

全額出資だ。法は議会に報告するとあるが

答 出資していない認識であった

問 地方自治法によれば、法人に対し、町のお金が50％以上入っているならば、事業開始年度に当たっては事業計画並びに予算案を、議会に提出しなければならないとなっている。しかも、首長が作成することになっているが、どうか。

答（町長）一般社団法人の法解釈を勘違いしていた点もあったかと思うので、指摘を受けたことに対して反省し、新たに取り組んで議会に報告しようと思う。

町政を問う

一般質問の原稿は、質問者の提出原稿をもとに一部校正しています。

濱崎　久議員

長洲中学校の暴力事件を問う

答 真摯にやっぱり反省する

学校教育課

問 裁判の結果はどうだったか。

答 （教育長）
判決の内容は、町教育委員会の回答は事実に反すると判断され、前教育長の説明も虚偽であると判決が下された。真摯に受け入れる。

問 なぜ議会での質問に今までずっと資料がないと言ってきたのか。課長の答弁は虚偽ではないか。

答 （学校教育課長）
申し訳ありません、真摯に受けとめている。

問 教育委員会に報告されたメモデータを、町は原告らに渡すなと指示したのか。

答 （学校教育課長）
記載のとおりである。

問 町長は27年6月議会で『濱崎議員のるるしゃべられたことを聞いて、原告者の弁護人かなという気がした。裁判は公平に見らないといけない』と町長からご指導をいただきましたが、判決の結果は町の負け、被告人である町の回答は虚偽・事実に反すると結論づけられた。公平に見て町長どう考えるか。

答 （町長）
やはり、議員の言われるとおりのことだと思います。
真摯にやっぱり反省してまいりたい。

問 虚偽の説明で議会にも虚言と隠蔽を繰り返した、これが長洲町教育委員会の組織ぐるみの虚偽にまみれた実態だ。
裁判の結果は違法であり過失と判決された。資料が存在するものを議会には虚言と隠蔽を図り、虚偽を繰り返していたずらに議会を混乱させたことを、住民と議会にどう謝罪するか、法律を守ることを教育する教育委員会に問う。

答 （教育長）
本当に長い間ご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げ、二度とこのようなことがないよう全力を傾けていく。

問 事件は教員の注意義務違反だと今でも思っている。
だからこそ町は虚偽をしたのだと思うが、教員が注意していたなら暴力事件は発生しなかったと思われる。
要は、これからの被害少女の将来にある。町は幼い少女達、住民を相手にしてウソをついてまで戦った裁判に負けた。傷ついた被害少女の少なくとも町を恨む心を癒すべきだ。

答 （教育長）
これを本当に教訓として、学校の教育の充実に向けて努力する。

一般質問の原稿は、質問者の提出原稿をもとに一部校正しています。

前田美和子議員

食品ロスはもったいない！削減に向けて早急に取り組みを

答 食品の有効活用を進めていく

問 本来食べられる食品が捨てられている食品ロス。食品ロス削減は、限りある資源の有効活用、貧困世帯の支援、また、ゴミの減量やCO₂の削減にもつながる。本町における食品ロス削減の取り組みについて伺う。

答（町長）『長洲町もったいない 食べ残し・ゼロ運動』として、『30・10運動』に取り組んでいる。

問 今年1月に庁舎1階ロビーで食品回収運動が行われていたが内容は。

答（住民環境課長）県下一斉フードドライブ運動である。賞味期限のある未使用の食品を回収し、子ども食堂や支援を必要とする所に提供する運動で、今後も引き続き取り組んでいく。

問 金魚と鯉の郷まつりのイベントやフェスタに食品ロスフードドライブコーナーを設置してはどうか。

答（住民環境課長）関係する機関と情報交換することから取り組みを始める。

問 行政カウンターにフードバンクを設置している所がある。本町で取り入れる予定は。

答（住民環境課長）フードバンクのニーズは不明だが、福祉保健介護課や子育て支援課と情報交換を行っていく。

問 宴会の乾杯後30分、お開き前10分を自席で食べる『30・10運動』の効果は。

答（住民環境課長）まだまだである。今後もさらに啓発に努めていく。

問 生ゴミをピートモスとともにダンボールに入れ堆肥化するダンボールコンポストがある。生ゴミの減量化につながるが、普及する考えはあるか。

答（住民環境課長）他の自治体で取り組んでいる所があり、今後検討する。

問 食品ロス削減の為、民間事業者と連携をどのように図っているのか。

答（農林水産課長）インターネットで全国に販売している事業所と農林水産業の生産者とのマッチングの支援を行っており、収益の一部は、B&Gなどの社会貢献団体に寄附される。それにより生産者は破棄する食品に価値がつき所得となり、消費者は安価に購入でき、社会貢献にもつながっている。今後も生産者に紹介していく。

残さず食べましょう!!

フードドライブに集まった食品

※フードバンクとは
安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫等、流通に出せない食品を企業より譲り受け、子ども食堂や施設、困窮世帯に提供する活動。

一般質問の原稿は、質問者の提出原稿をもとに一部校正しています。

中川雅明議員

配水管の老朽化による破損、漏水の対策は

答 配水管の取替工事を予定している

おいしい水が取水される腹赤浄水場

問 本町は、配水管の老朽化率が30％を超えており、県内でも高い位置にある。近年では、漏水箇所が発生し、有収率にも影響を及ぼした。破損や漏水のリスクは高まる。本町の取り組みは。

答 （町長）本年度予算で漏水が多く発生している所の配水管の取替工事を行う予定。

問 漏水検査は、音聴棒を用いて検査している。検査員には技量が求められる。しかも、測定環境、天候、騒音、振動等が影響すると思うが、町の考えは。

答 （水道課長）多少の影響はあると思っている。

問 昨年発生した浄化センター前の漏水。この配水管は設計より2m深く、また、埋戻し材料が流用土であり異なっていた。漏水検査には、影響はないのか。

答 （水道課長）高さがあるため、多少の影響があると思う。業者のほうへは、指導を強化していく。

問 本町の水源は、地下水である。海に近いことから塩水化が懸念されるが町の考えは。

答 （町長）過去に塩水化による井戸の廃止もあった。現在は、毎年行っている水質検査では水質基準をクリアしている。今後も水質検査結果を重視し、注意深く見ていく。

商品化された熊本の水

問 かつて清里地区には湧き水があり、製氷場もあった。体験学習で腹赤水源の浄化した水を口にした小学生が「おいしい」との感想。他の自治体には商品化しているところがある。町の考えは。

答 （水道課長）他の自治体の取り組みを調査し検討する。

問 家庭内の水回り漏水等の修理で法外な修理費を請求された事例があるようだが、防止策の取り組みは。

答 （町長）現在、法外な修理費を請求された報告はないが、毎年開催している町の水道工事指定店会議で報告と注意を促したい。

一般質問の原稿は、質問者の提出原稿をもとに一部校正しています。

福本みや子議員

外国人労働者に安心安全な生活環境の整備と支援を

答 相談窓口を設置し、行政機関との連携を強化する

問 本町の製造分野の事業所や農業分野で働く外国人労働者は貴重な労働力であり、納税し消費者として町を支える町民である。安心安全な生活環境を整備し支援することが必要だ。どう考えるか。

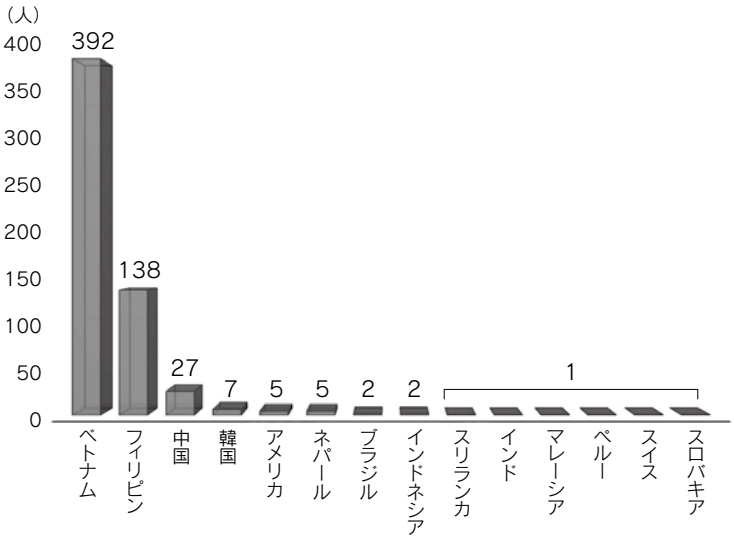

国別外国人人口　（令和2年2月現在）

答（町長）
多くが技能実習生として従事し、向野北区以外にも年々増加している。上沖洲区や赤田区では区の祭りや行事や防災訓練などに積極的に参加し、住民との交流を活発に行っている。
今後必要な情報を収集し、受け入れ体制の検討や生活環境の整備と支援を行い、文化の交流も行われていくよう関わっていきたい。

問 生活習慣や文化の違いによる摩擦や、外国人と地域の双方からの相談事もある。どう考えるか。

答（まちづくり課長）
町内企業、農業、JA、事業者、区長等と広く協議し、声を聴きながら、相談窓口の設置を推進していきたいと考えている。

問 外国人のほとんどが自転車を利用しているが、朝夕の通勤時に、非常に危険な箇所がある。交通安全面での整備と支援を早急に進めないと危険だ。

答（総務課長）
平原区内の県道の横断歩道や白線が消えている箇所があり、警察に早急に対処するよう要望している。
反射材などの交通安全グッズの重要性や効果を認識してもらい、普及するよう検討したい。

問 農業分野の外国人の健康保険や健診については、どう支援しているのか。

答（福祉保健介護課長）
国民健康保険に加入し、保険証も持っている。荒尾署の外国人向け講話で、職員が病院のかかり方やがん検診等について通訳を介して説明する取組みをし、有意義な意見交換が出来た。

問 残る課題に今後どう取り組み、支援していくのか。

答（町長）
外国人への総合的窓口を設置し、受け入れ事業者、警察、消防などの行政機関、地元行政区との連携を強化していく。日本語や伝統文化を学ぶ体制も整備していきたい。

安全に通行してくださいね

一般質問の原稿は、質問者の提出原稿をもとに一部校正しています。

大森秀久議員

学校給食に使用禁止農薬が使われていると聞くが

答 残留農薬検査を実施し、基準値以下である

問 学校給食で提供するパンや揚げ油の原料に、世界的に使用禁止が進む農薬が使われると聞く。またその中に遺伝子組み換えがないのか伺う。

答（教育長）残留農薬が心配される葉物野菜は厚労省が定める検査をし、基準値以下のものを納入している。遺伝子組み換え表示のある原材料は使用させず、安全安心に努めている。

問 問題なのは小麦、パンである。県産のものもあるが、小麦の88％は輸入でポストハーベストが心配である。輸入小麦に使われている農薬に発がん性物質が入っていることが、WHOの下部組織からも指摘されている。感受性の強い子どもに配慮すべきと思う。

答（学校教育課長）インターネットで調べると残留除草剤が検出されて、発がん性が指摘されているという記事がある。ただ濃度は基準値内で、給食用パンの品質審査、製造工場の実態調査、衛生管理等の指導は県の学校給食会で行っている。

問 揚げ油のサラダ油も大豆や菜種が原料になる。特に菜種はほぼ全量が海外物で、広く流通する除草剤が使われている。新しい給食センターで協議できるなら安全な米油の検討を希望する。

答（学校教育課長）現在、すぐにはできない。今後、必要性があれば、当然協議をして検討したい。

給食で提供する穀物類の自給率、輸入先など

品目	自給率	主な輸入先	用途	残留農薬
小麦	12%	アメリカ、カナダ	パン	有（有害）
米	100%		米飯、パン	無
大豆	7%	アメリカ、ブラジル、カナダ	食用油	有（有害）
トウモロコシ	0%	アメリカ、ブラジル、カナダ	食用油	有（有害）
菜種	0.2%	カナダ、オーストラリア	食用油	有（有害）

＊国内産、県産の小麦も食用パンとして使用しているが、残留農薬は検出されていない。
＊食用油として米油（こめあぶら）も流通している。

アスベスト情報はどこにあるか

答 県と情報交換し連携を行う

問 町には多数の事業所が進出し、色々な建物がある。アスベスト含有の建材が心配だが、情報はどこが持っているか伺う。

答（町長）民間事業所等の建築物に関するアスベスト情報は県が保管し、町は情報交換など必要な連携を行っている。

問 アスベスト含有建材は、全部で42品目ある。一般の民家にも使われている可能性があり、町として何かお知らせできないか。

答（建設課長）具体的にどういうことができるか研究したい。

アスベスト含有建材

レベル1（国交省HPより）	
No	建材名
1	吹付け石綿
2	石綿含有吹付けロックウール
3	温式石綿含有吹付け材
4	石綿含有吹付けバーミキュライト
5	石綿含有吹付けパーライト

＊レベル1の建材はアスベスト濃度が非常に高く、発塵性が著しく高いもの

一般質問の原稿は、質問者の提出原稿をもとに一部校正しています。

竹本信次議員

人口減少・高齢化が進むこれから町行政に求められるものは

答 業務の効率化・自動化で「スマート自治体」を目指したい

問 人口減少が深刻化し職員数が減っても、町は、持続可能な形で住民サービスを提供し続けるために、取り組みをどう進めるか。

答（町長）スマート自治体の推進に向けて、ICT化を活用した行政事務の効率化・自動化に取り組んでいきたい。

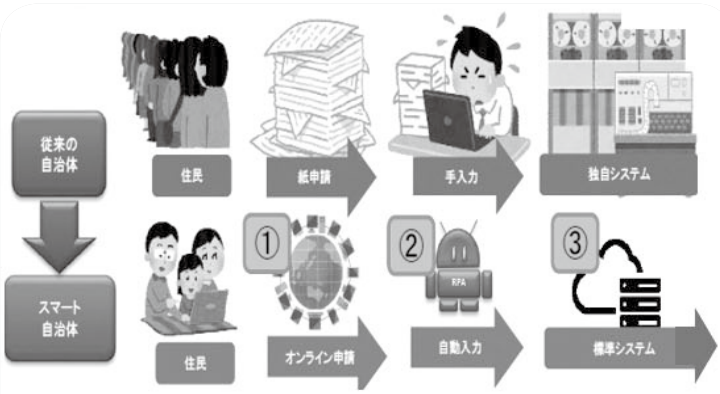

行政手続きのオンライン化で「スマート自治体」への転換を

問 昨年5月に行政手続きの100%オンライン化を進める「デジタル手続法」が成立し、行政手続きを電子申請にして、パソコンやスマホ等を利用して、オンラインでできるようになる。行政手続き等のオンライン申請の取り組みをどう進めるか。

答（総務課長）今後、行政手続きのオンライン化が進み、また、マイナンバーカードの普及により、手続きに伴う環境も大きく変化していくものと考え、電子申請システムをより活用し、行政手続きのオンライン化やワンストップ化に、努めていきたい。

問 今、住民は欲しい情報だけ、欲しい時に手に入れられる仕組みを求めている。ラインアカウントは、防災、子育て、ゴミの日などの情報をスマホのトーク画面から設定でき、自分や家族との関係の深い情報を受信することができる。ラインアカウントの導入はできないか。

答（まちづくり課長）情報社会の今の時代、これからは住民の皆さんに、必要な情報をより早く、より良い情報を確実に、届けるため、地方公共団体向けライン公式アカウントの様々な機能を検討し、取り組みたい。

ラインアカウントを通じて「町民」「地域」「行政」のつながりを

答 熊本市では、ごみの出し方や分別方法が検索できる

問 高齢者がSNS・パソコン・スマホなどを利用することで、人とのコミュニケーションの機会が増え、認知症の予防につながるし、災害時に自動的に応答してくれる。高齢者向けの「スマホ教室」など、ICT利活用の支援は、できないか。

答（町長）本町でも、スマホのソフトを活用した情報提供等を行っており、今後も、ICTに関する情報を幅広く収集しながら、スマホ等を活用したソフト事業を展開し、高齢者に対するICT利活用の支援に向けて取り組みたい。

一般質問の原稿は、質問者の提出原稿をもとに一部校正しています。

荒木睦子議員

公共施設の総合管理計画等の状況は

答 維持管理の効率化を総合的に勘案する

問 平成26年に、公共施設等総合管理計画の策定の指針が示されたが、わが町の管理計画の状況について伺う。

答（町長）各公共施設の個別施設計画を策定し、総量の削減、集約化を行い、費用の削減、平準化を図っている。

問 公共施設は何カ所あって、分類はいくつに割り振っているのか。

答（総務課長）施設は54カ所で、13の施設分類の形をとっている。

問 施設の長寿命化について伺う。

答（総務課長）維持管理の効率化をしながら点検し、損傷を早期に見つけ改修を行い、予防保全型の維持管理に努めている。

問 現在使われていない施設については、今後どのように考えているのか伺う。

答（総務課長）建物の老朽化であったり、利活用の可能性については、外部の有識者で構成している「公共施設等マネジメント推進委員会」の意見を聞きながら、総合的に判断していく。

長寿命化のために

安定した水道事業を継続するには

答 持続可能な水道事業の実現に努める

問 人間の生存にとって欠くことのできない水の供給について、施設の老朽化、少子高齢化社会の進行により、水需要の伸びは期待できない。収益を考えると水道事業を継続していくことが厳しくなるが、現状と今後の方向性について伺う。

答（町長）施設の保守点検や有収率向上のための漏水調査を実施し、安定した水道事業運営を行う。また、将来予測として、約40年後の水道事業の将来を見据えたアセットマネジメント策定の結果を踏まえ、今後10年間の水道事業の経営戦略策定を行い、持続可能な水道事業を実現するために努力する。

問 今の水道料金設定で、運営は大丈夫か。

答（水道課長）今後、人口減少に伴う料金収入の減少や施設の更新費用を考えると、料金改定も検討していく必要があると考える。

おいしい水がいつまでも

一般質問の原稿は、質問者の提出原稿をもとに一部校正しています。

磯野　博議員

民法 大改正に町の対応は

答 必要な準備を整えている

あらゆる分野に影響が

問 明治時代につくられた民法が約120年を経て、初めて全般的に見直される。施行は令和2年4月1日だ。そして自治体実務に与える影響は、計り知れない。町の対応は。

答（町長）
自治体業務において、契約実務や債権管理等、多岐にわたる影響がある。町は関係部署に対し、必要な対応をとるように指示している。また職員の講習については、昨年11月に外部講師を招き、全職員向けの研修会を実施している。契約書等の書式については、4月の施行までに必要な準備を整えることにしている。

（教育長）
教育委員会の業務に関するものは、町部局と調整し、関係者と協議しながら、改正法に沿った対応を実施していく。

問 給食費の債権について滞納の状況は。

答（学校教育課長）
町では学校給食運営委員会を設置している。構成員は学校長、PTAの会長など。その中で滞納について協議している。平成21年度以前のものが残っており、現実的には徴収できないものがある。

問 町営住宅（公営住宅）の賃料は、公債権か私債権か。

答（建設課長）
自力執行権のない債権（私債権）である。

問 「レインボーみやの」は、公債権か私債権か。

答（まちづくり課長）
判例等を見ると私債権での判例が示されているので、民法等の適用になると思う。

民法の適用となるが、対策は万全か

一般質問の原稿は、質問者の提出原稿をもとに一部校正しています。

浦邊朝章議員

空き家バンクの取り組みは

答 新たに空き地バンクの運用を始めた

問 空き家バンクは、開始から二年以上になるが、成果は上がっているか伺う。

空き地バンクも利用可

答（町長）現在までの登録が6件、成約が3件、取り下げが1件となっている。また、昨年12月から空き家バンクに新たに空き地の運用を追加して、取り組みを進めている。

問 空き家所有者への周知・案内はどうしているか。

答（町長）固定資産税の納税通知書に、空き家バンク事業に関するチラシを同封し、周知・啓発を図っている。

また、宅建協会主催の不動産フェアに参加し、空き家バンク事業の周知や相談会を実施している。

問 空き家について、住居以外への利活用はできないか。

答（町長）事業に空き店舗等の取り扱いを追加するなど、今後、関係団体等と検討を行っていく。

問 空き家相談の窓口は、まちづくり課であるが、税務課・住民環境課・建設課等他の課との連携も必要になってくるが、どう考えるか。

答（まちづくり課長）特別措置法が制定され、調査の権限ができ、各課と連携して行っている。

問 特定空き家等、解体する必要のある空き家については、解体後どのように利用を考えるか。

答（町長）生活環境の保全と安全等を目的に、所有者等が空き家を解体する場合、上限50万円の補助金を交付、自主的な解体を促進している。解体後については、住宅の建設や土地の売却、駐車場用地として活用が図られている。

問 未相続や登記ができない等の問題で空き家バンクへの登録ができない建物が多い。解体か再利用か判断する必要もある。また、再利用可能な場合、住居以外への利用も考えていく必要がある。町の考えを伺う。

空き家バンク利用で増築

答（まちづくり課長）個人の財産であるので、いろんな関係者と協議検討をしていく。

問 空き家バンクの制度が、有効に活用されるように運用等についても検討してみてはどうか。

答（まちづくり課長）空き家等の対策協議会や関係者と協議しながら制度要綱は見直していく。

一般質問の原稿は、質問者の提出原稿をもとに一部校正しています。

宮本哲太郎議員

新型コロナウイルス対策について

答 対策本部を設置し、協議している

問 新型コロナウイルス対策について、首相が3月2日から小中高校などを休校するように要請された。各自治体も応じるところもあるが町の考えを伺う。

答（町長）

全世界に拡大している新型コロナウイルス感染症の対策については、1月28日に新型コロナウイルスが感染症の指定を受け、同日に町ホームページ及び愛情ねっとにより注意喚起を行った。また県内で感染者が確認されたとの報道を受け、2月22日に「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置した。町民への相談窓口周知の徹底、3月イベントの中止などを協議した。国の基本方針が発表されたことを受け、第2回の対策本部会議を開催。公共施設の利用制限の決定、町主催事業の中止確認を行った。3月4日に有明保健所管内において感染者確認の報道を受け、3月5日に第3回目の対策本部会議を開催。状況の確認と町民からの問い合わせや町内発生時の対応等について協議した。町としては、状況に応じた対応を進めていく。

答（教育長）

小学校・中学校の一斉臨時休校について、2月28日付けで文科省から通知の要請があり、県教育委員会からも依頼があっている。

町も小中学校を3月3日から16日まで休校とした。休校中に卒業式があるが、感染拡大を防止するため関係者だけで行い、時間短縮に努める。放課後児童クラブと学童保育については、休校期間中は、朝7時から夜7時まで受け入れを行う。また休校中の生活や心配ごと、悩み等の相談は学校や教育委員会で対応する。今後の事は、状況に応じて、休校の延長や学童保育の延長、学校行事の見直しを判断していく。

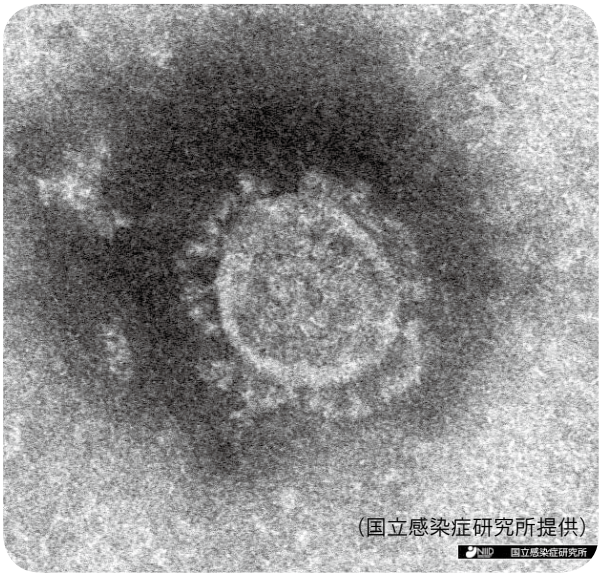

感染にご注意を

健康福祉センター駐車場確保を

答 専用駐車場の看板を立てている

問 イベントなどがある時は、健康福祉センターの駐車場がいつも満車で利用者が困っている。対策が必要である。

答（町長）

イベント開催等のためのスポーツセンター利用申請を受け付ける際に、健康福祉センター駐車場に駐車しないよう注意する。

答（福祉保健介護課長）

専用駐車場の看板も立てている。

利用者が困っています

一般質問の原稿は、質問者の提出原稿をもとに一部校正しています。

建設経済文教常任委員会 視察研修報告

令和2年1月27日(月)～29日(水)

東京都三鷹市

●コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育について

平成17年、小中一貫教育校構想に関する基本方針を策定し、その中で、併設型や合築型でない既存の小中学校を存続させた形の小中一貫教育を行う。そして地域人材にパートナーとして活躍してもらい、地域ぐるみで子どもを育てる「コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育」を行うとしてある。

平成18年に最初の一貫校が開園し、平成21年度までに小学校全15校、中学校全7校が一貫校となり22校すべてがコミュニティ・スクールに。学校支援ボランティアが年間2万人を超え、小中学校の不登校の数が開園前と比べて9割減少し、東京都の平均の10分の1となるなど安心して通える学校となっている。

東京都立川市

●学校給食センターのPFIを用いた整備・運営について

昭和44年開設調理場と昭和50年開設調理場の老朽化と児童数減少により、運営の効率化を図るため、1場に統合した調理場（平成25年開設）を整備した。

PFI手法により整備し、ライフサイクルコストの削減を図るとともに、民間事業者の創意工夫や豊富なノウハウの発揮と、献立作成や食材調達を行う市とのパートナーシップにより、より良質な給食の提供を目指している。

今回の視察研修を今後の我が町の発展につなげていきたい。

町民のひろば

町民の声

よらん会

代表　岸原　和好さん（清源寺区）

今を去ること25年前、子ども会活動の仲間として保護者同士の絆が生まれ、仲良し会として続いています。楽しいノミニケーションもしながら地域の空き地を利用した花壇づくりや資源ごみ倉庫の整理などに汗を流し、楽しく行っています。四季折々の花々を女性群が植えれば、男性群は竹を切りだしてバラの垣根を造ります。地域の皆様に眺めて楽しんで頂きたいと思っています。月に一度、顔を揃え互いの笑顔と健康を確かめ合う貴重な仲間たちです。

ひと言

「コロナのバカーっ！」

某市長のツイートに大いに共感した。新型コロナウイルスの出現は、世界中を一瞬に震撼させ人類を暗黒の世界に陥れる時代の始まりか。

過去にもあった人類滅亡の危機を乗り越えた先人たちの労苦を学ぶと只々感謝しかない。

もし神に試されているのならこの逆境こそが心身を強靭にするも今までと全く違った世界観、価値観が支配していくのだろうか。

今は手の届かない距離を保っていても誰かを想い、守りたい思いやりの距離は縮めたい。

（福本）

皆さん傍聴に出てこんね！

次の定例会は

6月22日(月)

開会の予定です

※一般質問の内容は町ホームページで閲覧できます。

■問い合わせ先

議会事務局

電話　78-3291

手続きは住所・氏名・年齢を書くだけです

広報委員
委員長　濱村　芳光
副委員長　大森　秀久
委　員　前田美和子
委　員　中川　雅明
委　員　福本みや子
委　員　荒木　睦子
委　員　浦邊　朝章

発行責任者
議　長　徳永　範昭

発行責任者　議長　徳永範昭
編　集　議会広報調査特別委員会
〒869-0198 熊本県玉名郡長洲町大字長洲2766
TEL 0968-78-3291
FAX 0968-78-1092